

## 道産食品登録制度実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、北海道の豊かな自然環境の下で生産された原材料を使用して、道内で製造・加工された道産食品の登録制度の実施について必要な事項を定めることにより、道産食品に対する消費者の信頼確保と道産ブランドの向上を図ることを目的とする。

### 第2 定義

- 1 この要綱において「道産食品」とは、第3の1の規定の加工食品をいう。
- 2 この要綱において「登録機関」とは、第6の1の規定により知事の登録を受け、登録に関する業務（以下「登録業務」という。）を行う法人をいう。
- 3 この要綱において「登録事業者」とは、第5の6の（1）の規定により登録機関の登録を受けた事業者をいう。

### 第3 登録基準

- 1 次のすべての要件に該当する加工食品とする。
  - （1）製造加工地  
北海道で製造・加工したものであること。
  - （2）原材料
    - ア 道産の農産物、畜産物、水産物、林産物、及びこれらを原材料として加工したものを使用していること。
    - イ ミネラルウォーター類（容器入り飲料水）については、道産の水を使用していること。
    - ウ 糖類を主な原材料（重量が上位3位以内で、かつ原材料に占める重量割合が5%以上のもの）とする食品については、糖類が道産であること。
    - エ 食塩、調味料、添加物などの原材料については道産に限定しない。
  - （3）表示
    - ア 道産原材料については、北海道産（記載可能なものは市町村名やその他一般に知られた地名）と表示する。
    - イ 製造者（又は加工者）氏名（法人の場合は、その名称）、製造所（又は加工所）の所在地を記載すること。（製造所固有記号の併記は可能）
  - （4）商品形態  
最終の出荷形態と消費者の入手形態が同一のものであること。

### 第4 登録事業者

- 1 登録を受けようとする者は、知事が別に定める登録手続要領（以下「要領」という。）に定めるところにより、登録機関が指定する期日までに登録機関に申請し、登録基準（以下「基準」という。）の適合状況について、審査を受けなければならない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
  - （1）自ら道内において道産食品を生産しない者
  - （2）食品の生産又は販売に関する法令又はこれに基づく命令若しくは処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
  - （3）第5の6の（4）の規定により、登録を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者
- 3 登録事業者は、次の各号について誠実にこれを遵守しなければならない。
  - （1）道産食品の生産に当たっては、法令に適合した方法により生産を行うこと。

- (2) 登録を受けた道産食品（以下「登録道産食品」という。）には、第7の1に基づき登録マークを表示すること。
- (3) 登録道産食品の生産及び流通に係る帳簿等関係書類を整理、保管すること。
- (4) 第5の6の(3)又は第6の5に基づく指示があったときは、速やかに改善措置を講じること。
- (5) 毎年、基準の適合状況について、登録機関に検認申請し、審査を受けなければならない。
- (6) 次に掲げる事項に該当するときは、要領に定めるところにより、登録機関に届け出ること。
  - ア 登録道産食品の生産を1年間休止しようとするとき。
    - ただし、生産休止期間は、届け出を提出してから最長で1年間とし、生産休止の更新は認めない。
  - イ 登録道産食品の生産を廃止しようとするとき。
  - ウ 生産を休止していた登録道産食品について、その生産を再開しようとするとき。
  - エ 名称、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したとき。
- (7) 申請書の内容を変更しようとするときは、要領に定めるところにより登録機関に変更の申請を行い、あらかじめ登録機関の承認を受けること。

## 第5 登録機関

- 1 登録機関の登録を受けようとする者は、要領に定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録機関の登録を受けることはできない。
  - (1) 食品に関する法令又はこれに基づく命令若しくは処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
  - (2) 第6の6の規定により登録を取り消され、その取消の日から1年を経過しない者
  - (3) (1)又は(2)のいずれかの規定に該当する者が、登録業務を行う役員、職員又は社員となっている者。
- 3 登録機関の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項について業務規程を定め、要領に定めるところにより、知事に申請しなければならない。登録機関が業務規程の内容を変更しようとするときも、同様とする。
  - (1) 登録業務を実施する事業所の所在地及び区域
  - (2) 申請受付期日及び申請の方法
  - (3) 権限及び職務分担を示す組織図
  - (4) 審査、判定及び検査の方法
  - (5) 手数料
  - (6) 登録の変更承認及び取消の実施方法
  - (7) 内部監査の実施方法
  - (8) 審査員、判定員及び検査員の選定基準、解任基準及び教育訓練の方法
  - (9) 登録業務に関する記録の管理方法
  - (10) 登録に関する苦情、異議申し立て及び紛争の解決方法
  - (11) その他登録業務に関し必要な事項
- 4 登録機関は、名称、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したときは、要領に定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 5 登録機関は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、要領に定めるところにより、知事に変更を申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (1) 登録業務を行う審査員又は判定員
  - (2) 第6の1の(3)に定める者の兼業の内容
- 6 登録機関は、次の各号に従い、登録業務を行うものとする。
  - (1) 第4の1及び第4の3の(7)の規定による申請があったときは、要領の定めるところにより、登録基準の適合状況について審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

- (2) 第7の1及び第7の2の規定による申請があったときは、要領の定めるところにより、審査し、その結果を申請者に通知するものとする。
  - (3) 登録を与えた事業者に対する検認を毎年実施し、要領に定めるところにより、検認の結果を登録事業者に通知するものとする。また、必要があると認めるときは、登録事業者に対し報告を求め、若しくは製造所等の立入検査を行い、又業務の改善を指示することができるものとする。
  - (4) 登録を与えた事業者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができるものとし、取消しを行ったときは、要領に定めるところにより、当該事業者に通知するものとする。
    - ア 第4の2の各号のいずれかに該当するに至ったとき。
    - イ 第4の3の規定に違反したとき。
    - ウ 虚偽の申請により登録を受けたとき。
    - エ 登録道産食品の生産を休止し、生産の再開の見込みがないと認められるとき。
    - オ 第4の3の(5)の申請をせず、若しくは虚偽の申請をしたとき。
    - カ 第4の3の(7)の申請をせず、若しくは虚偽の申請をしたとき。
    - キ (3)の規定による報告において、虚偽の報告をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は改善の指示に従わなかったとき。
    - ク 登録マークを不正に使用したとき。
    - ケ 登録道産食品の基準等に適合していない場合であって、重大な過失があると認められるとき。
    - コ その他、制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。
  - (5) 第4の3の(6)のウの規定による届出があったときは必要に応じ、適合状況を確認するものとする。
  - (6) 登録機関は、要領に定めるところにより、登録業務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。
  - (7) 第4の3の(6)の規定による届出を受けたとき及び(1)から(4)の規定による通知、検認又は指示を行ったときは、要領に定めるところにより、知事に報告するものとする。
- 7 登録機関は、登録業務を実施する区域の変更、その業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止又は行政処分等により、その業務を実施することができなくなったときは、要領に定めるところにより、知事に届け出るものとする。
- なお、この場合において、当該登録機関は、自ら登録した登録事業者と協議の上、他の登録機関にその業務を引き継ぐことができるものとする。

## 第6 北海道

- 1 知事は、第5の1の規定による申請が、次の各号のすべての基準に適合していると認めるときは、登録機関として登録するとともに、要領に定めるところにより申請者に通知するものとする。
  - ただし、登録機関として登録しないときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。
  - (1) 別表1に定める要件に適合する知識経験を有する者が登録業務を実施しその数が同表に定める数以上であること。
  - (2) 累積欠損及び財務の内容に著しい欠陥がなく、登録業務を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎があること。
  - (3) 役員、法人の種類に応じて別表2に定める構成員又は職員の構成が登録業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
  - (4) 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準（ISO/IECガイド62：1996及びガイド65：1996（JISZ9362及びJISQ0065））に適合するものであること。
- 2 知事は、1の登録をしたとき及び第5の3の規定により登録機関から届出があったときは、登録した登録機関の名称、代表者及び主たる事務所の所在地、登録を行おうとする区域並びに当該登録をした日を公表するものとする。

- 3 知事は、第5の5の規定による申請があったときは、1の基準の適合状況を審査し、要領に定めるところにより審査の結果を申請者に通知するものとする。  
なお、申請を承認した場合は、登録機関の登録を変更するとともに、変更した内容を公表するものとする。
- 4 知事は、登録機関から第5の6の(7)の規定による報告を受けたときは、その内容を公表することができる。
- 5 知事は、その職員に、1に規定する登録機関の基準の適合状況及び登録機関が行う業務について、毎年検査をさせなければならない。また、必要があると認めるときは、登録事業者及び登録機関に対し報告を求め、若しくはその職員に立入検査をさせ、又は登録事業者及び登録機関に対し業務の改善を指示することができるものとする。
- 6 知事は、登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができるものとし、取消しを行ったときは、登録を取り消した登録機関の名称、代表者及び主たる事務所の所在地、登録を行っていた区域並びに当該取消しをした日を公表するとともに、要領に定めるところにより、当該登録機関に通知するものとする。
  - (1) 第5の7に該当するに至ったとき。
  - (2) 第5の2の各号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - (3) 虚偽の内容により登録を受けたとき。
  - (4) 5に定める検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は改善の指示に従わなかったとき。
  - (5) その他、制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。
- 7 知事は、登録機関が天災その他の事由により登録業務の全部又は一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該業務の全部又は一部を行うものとする。この場合の手続は、第5の6の(1)から(6)の規定を準用する。

## 第7 表示

- 1 登録事業者は、登録を受けた道産食品について、要領に定めるところにより、登録機関に登録マークの使用許諾を申請し許諾を受けた後、登録マークを表示するとともに、適正な管理を行うこと。  
また、登録マークの使用許諾を受けた後、内容を変更する場合は、要領に定めるところにより、登録機関に登録マークの使用許諾変更を申請し許諾を受けた後、登録マークを表示する。
- 2 登録事業者以外の者が、道産食品登録制度のPR等に登録マークを使用する場合は、要領に定めるところにより、登録機関に登録マークの使用届出を行った後、登録マークを表示するとともに、適正な管理を行うこと。

## 第8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附則

- 1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 平成19年4月4日から一部改正
- 3 平成19年12月10日から一部改正
- 4 平成21年3月3日から一部改正

別表1 第6の1の(1)の登録業務を実施する者の要件及びその数

事 項	要 件
登録業務に従事する者の資格	1 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校以上の学校において食品の生産等に関する授業科目の単位を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の生産、流通、検査又は試験研究の実務に3年以上従事した経験を有する者 2 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校で食品の生産等に関する授業科目の単位を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の生産、流通、検査又は試験研究の実務に4年以上従事した経験を有する者 3 食品の生産、流通、検査又は試験研究の実務に5年以上従事した経験を有する者 4 第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者
登録業務に従事する者の人員	1 審査に従事する者は、1名以上で審査の対象となる工場又は事業所の規模及び数に応じて必要となる員数 2 判定に従事する者は、1名以上で判定の対象となる工場又は事業所の数に応じて必要となる員数

別表2 第6の1の(3)の法人の種類に応じた構成員

法 人 の 種 類	構 成 員
民法(明治29年法律第89号)第34条の規定に基づき設立された社団法人、商法(明治32年法律第48号)第53条の合名会社及び合資会社並びに有限会社法(昭和15年法律第74号)第1条第1項の有限会社	社員
商法第53条の株式会社	株主
その他の法人	当該法人の種類に応じて社員又は株主に準ずる者